

伊勢茶の振興に関する条例（仮称） 前文（正副委員長案）

温暖で豊かな自然環境に恵まれた三重県は古来からお茶の産地として知られ、室町時代には朝廷に献上され、江戸時代には伊勢商人により江戸をはじめ各地で伊勢茶が販売されたと記録されている。さらに、幕末から昭和にかけて日本茶の輸出に貢献し、「製茶王」、「茶聖」と称される大谷嘉兵衛をはじめ、三重県から我が国の茶業の発展に貢献する偉人を輩出している。

また、伊勢茶はお伊勢参りとも関わりが深く、お伊勢参りを行う旅人に伊勢茶でもてなすとともに、御師^{おんし}が各地で伊勢茶を土産物として配ったとされる。

このように、豊かな自然、歴史及び文化に育まれた伊勢茶は、現代においても、県内の様々な地域において主要な農産物として生産されている。また、地域に広がる茶園はその地域の風土と合わさり、豊かな文化的景観を形成している。

しかしながら、近年の食生活をはじめとする家庭での生活様式の変化等により、急須を用いてお茶に親しむ機会が減少している。これに伴い、国内における緑茶の消費量が減少する中で、伊勢茶を取り巻く環境は厳しい状況にある。

一方で、和食文化の海外への広まりに伴い、抹茶をはじめとした緑茶の海外における需要が増進しているほか、県内外における新たな需要を開拓するため、和紅茶、機能性を有する緑茶等の開発又は生産が進むなど、伊勢茶の消費拡大に向けた気運の高まりもみられる。

このような中、我々は、将来にわたって、茶園のある景観が残り、並びに県内の食文化及び伊賀焼、萬古焼等の茶器と併せて親しまれる伊勢茶の歴史と伝統が継承されるようにしていく必要がある。そのためには、飲食店、旅館、家庭、地域等の日常生活の様々な場において伊勢茶に親しむことができる環境を整備し、並びに伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大を図るとともに、歴史と伝統ある伊勢茶の知識の継承等を通じて、県民一人一人が伊勢茶に親しみ、愛着を持つことにより、伊勢茶の振興を図っていかなければならない。

ここに、我々は、お茶の振興に関する法律と相まって、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する基本理念を明らかにして、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を推進することにより、愛ある伊勢茶の振興を図ることを決意し、この条例を制定する。